

無料相談会のご案内

阪神支部では下記の通り、遺産分割協議書、遺言書、契約書の書き方等に関する無料相談会を定期的に開催しています。

場 所	日 時 (祝祭日等休止あり)	連絡先 (※要予約)
川西市役所 (川西市在住、在勤の方のみ) 2階 生活安全課	毎月 第1火曜日 13:00~16:00	072-740-1333 (川西市役所生活安全課)
宝塚市 ピピアめふ 公益施設 6階 会議室C	毎月 第3月曜日 13:00~16:00	06-6426-5123 (兵庫県行政書士会 阪神支部)
伊丹商工プラザ (伊丹市立産業振興センター 4階相談室)	毎月 第2火曜日 13:00~16:00	06-6426-5123 (兵庫県行政書士会 阪神支部)

※場所・日時は、会場の都合等により変更する場合があります。

無料相談会 会場 アクセスマップ



川西市役所
川西市中央町12-1



ピピアめふ
宝塚市売布 2-5-1



伊丹商工プラザ
伊丹市宮ノ前2丁目2-2

日本行政書士会連合会のホームページで
お近くの行政書士を検索することが可能です。



日本行政書士会連合会ホームページ
<https://www.gyosei.or.jp>

日本 行政書士 検索



得意分野会員検索方法 QRコード

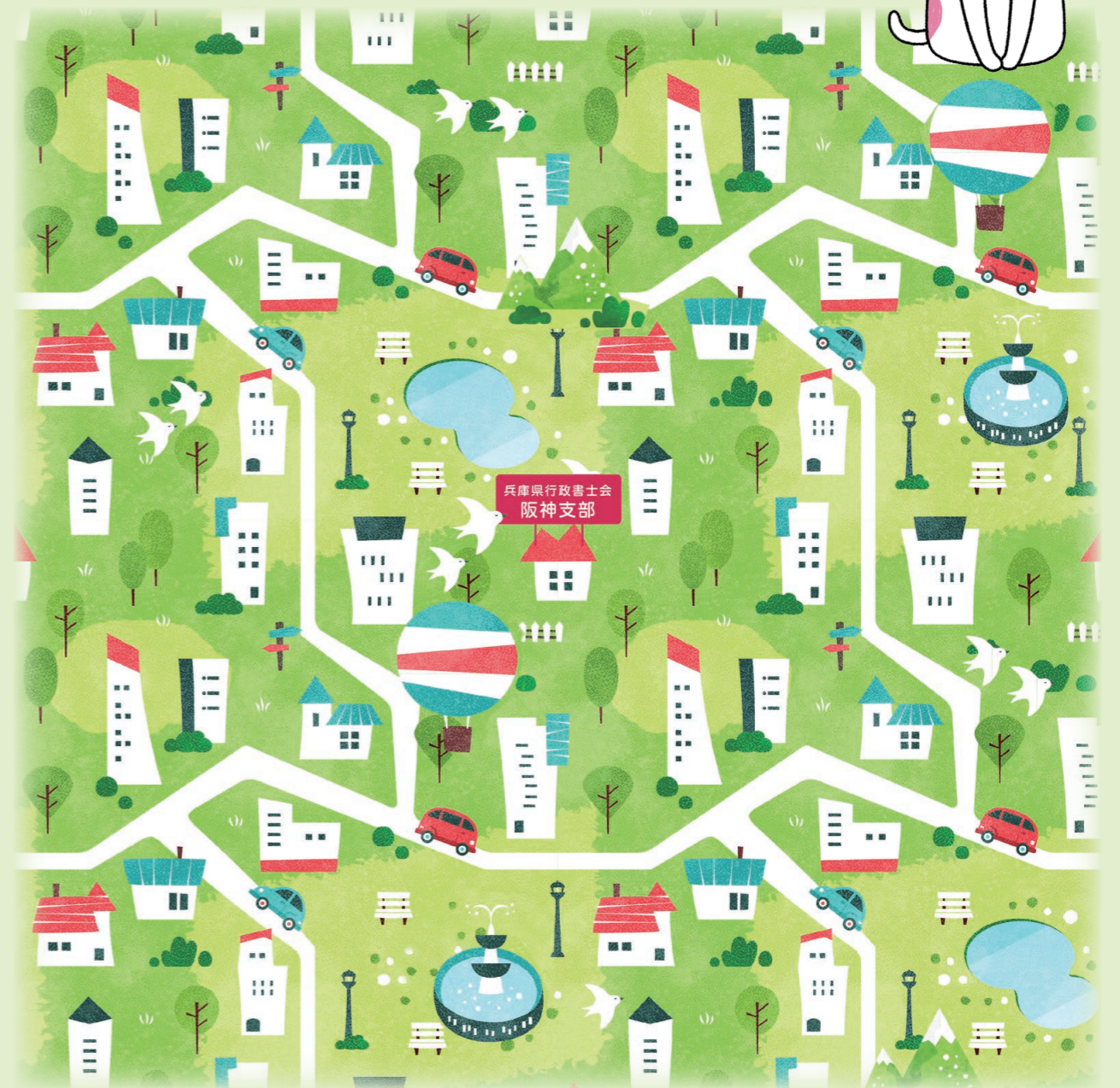
- ① 会員検索ページをクリック。
- ② 利用上の注意をご一読いただき、「同意して検索する」をクリック。
- ③ 「事務所の所在地」からご希望の都道府県を選択。
- ④ ご希望の市町村をご入力し、ご用件に従い「主な取り扱い業務」をチェックし、検索ボタンをクリック。
- ⑤ 行政書士の検索結果一覧が表示されます。「詳細」を押すと事務所所在地や連絡先が表示されます。

わたしたち 兵庫県行政書士会 阪神支部です。

Kizahashi (きざはし) 第122号



令和5年7月31日 発行



発行者
兵庫県行政書士会
阪神支部

発行日 令和5年7月31日

ご相談・お問合せは
TEL06-6426-5123
FAX06-6426-5125

〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-101号

阪神支部
Facebook
ページ



阪神地区の皆さまとともに。

行政書士は、街の頼れる法律家です。

阪神地区の皆さまの身近なご相談相手として

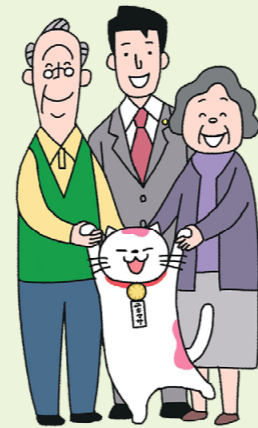
暮らしのお困りごと、仕事上のお悩みなどを承り、

許認可・登録申請、遺言や相続、

さまざまな契約・届出などの

相談から書類作成までをサポートさせていただきます。

どうぞお気軽にお声掛けください。

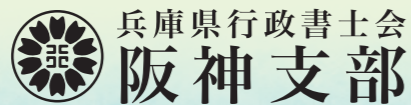


【 兵庫県行政書士会 阪神支部運営方針 】

本会
(兵庫県行政書士会)、
会員ならびに職員と
信頼を築きます

市民との
信頼を築きます

行政、
商工会議所等
との信頼を
築きます



兵庫県行政書士会
阪神支部

尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町

会員数：463名(令和5年7月1日現在)

ホームページ：<https://hanshin.hyogokai.or.jp/>

Facebook ページ：<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin/>

行政書士倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会 阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。

1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。

2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創出することにより、信頼を築きます。

3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。

二、市民と信頼を築きます。

さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。

三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

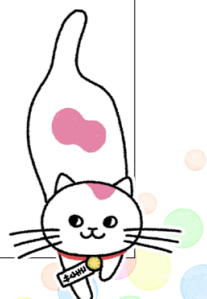
社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

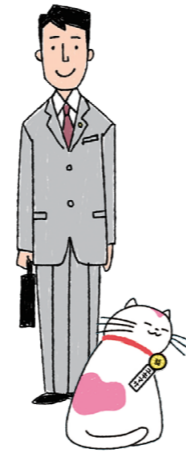
一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。

二、社会的責任(ISO26000等)の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。

三、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。



令和5年度 兵庫県行政書士会 阪神支部 新役員就任のご報告



阪神支部 支部長 ごあいさつ

兵庫県行政書士会
阪神支部 支部長
辻村 さおり
(西宮市)



皆さま、こんにちは。支部長の辻村さおりです。
今年度は役員改選期にあたり、4月29日に開催されました第64回定期総会において支部長に選任いただき、新体制がスタートしております。
約3年間、先行き不透明な時間を過ごしましたが、それは同時に、感染症を含む自然災害等への対応・行政書士として何が出来るかの見直し・一気に進んだオンライン化社会への対応など、時代に即した行政書士の在り方・支部の在り方を考え、改革の礎を築く時間でもありました。
私たち阪神支部は、それらの経験を活かし、持続可能な運営体制の構築とデジタル社会への対応を大きな柱として、「行政書士」が身近な法律家として、これまで以上に社会のお役に立てるよう、さまざまな取り組みを行ってまいります。
また継続事業である10月1日(法の日)を中心とした「広報月間」ならびに2月22日の「行政書士記念日」における市民公開講座などにより、行政書士の「制度」と「業務」をさまざまな媒体を通じて発信していきます。
一方で研修や会員同士の交流を通じて資質の向上・品位保持に努めることにより信頼性を高め、今後も、地域に根差した行政書士として皆さまのお力になれるよう全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

副支部長 ごあいさつ

総務部担当 副支部長
谷口 朝子
(西宮市)



総務部担当副支部長の谷口朝子と申します。第64回定期総会にて選任いただき、今期初めて副支部長を務めさせていただきこととなりました。
約3年間のコロナ禍がようやく収束の兆しを見せ、アフターコロナの時代へと移ってまいりました。中止を余儀なくされた数々の会員交流事業を本格的に再開させたいと思っております。切磋琢磨し合いながら、また懇親を深め合えるような、会員間の活発な交流が実現できる魅力的な交流事業を実施してまいります。また、コロナ禍の間に飛躍的に進んだオンライン形式も併用しつつ、ハイブリッド型の事業を継続してまいりたいと思っております。これらの事業を通して、支部会員の皆さまにとっての品位保持と資質向上を図る一助となる役割を果たしていく所存でございます。
辻村支部長が掲げる運営方針のもと、精一杯務めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 【事業内容】**
- ・支部細則、業務処理基準の整備
 - ・行政書士試験監督員の派遣協力
 - ・会員交流事業
 - ・総会運営
 - ・支部事務局の運営、整備
 - ・地域社会との関係構築



企画部担当 副支部長
松井 克仁
(猪名川町)



第64回定期総会にて企画部担当副支部長に選任いただいた猪名川町の松井克仁と申します。気づけば支部役員は今期で6期目となりましたので、歴に見合うような働きをして、阪神支部を少しでも盛り上げていければと思っております。
新型コロナウイルスの影響により、準備を重ねて計画した事業の中止を余儀なくされたことも多々ありましたが、5月8日に感染症法上の位置付けが5類となったことにより、今期からは様々な支部活動が活発化していくものと考えられます。企画部におきましても、定期開催の3市無料相談会(川西市・宝塚市・伊丹市)、10月の広報月間無料相談会、来年2月の行政書士記念日における市民講座など行事が目白押しです。これらの事業を成功させるには、支部会員の皆様のご理解とご協力が不可欠です。積極的なご参加をお願い申し上げます。支部活動を対外的にアピールし、多方面からご理解を得ることが行政書士制度発展に繋がるはずですので、微力ではありますが精一杯取り組んで参ります。

- 【事業内容】**
- ・行政書士広報月間の推進
 - ・業務開発の調査、研究、推進
 - ・社会貢献活動の推進

業務研修部担当 副支部長
具本 輝
(伊丹市)



第64回定期総会にて業務研修部担当副支部長に選任いただきました具本輝と申します。
with コロナの新しい生活様式の中、前業務研修部が試行錯誤しながら新しい形の研修会を実施して参りました。そのチャレンジ精神を引き継ぎ、さらに発展させて参ります。
業務研修会では、前年度と同様に会場とweb配信を組み合わせたハイブリッド研修やワークショップによる参加型研修、等を実施し、より多くの会員の皆様に参加していただけるような魅力的で満足していただける研修会を企画して参ります。また、研修会のオンデマンド配信などを検討いたします。新入会員研修会では多くの方々に参加していただけるよう知恵を絞ります。設置基準の見直しがあった業務研修グループの設置に申し込みがあるように、アナウンスを続けて参ります。
生活様式の変化やIT化も進み、依頼者様のニーズも変化してきています。会員の皆様の資質向上と品位保持を図り、さまざまな変化にも対応できる情報を提供し、地域社会に貢献できる「阪神支部らしい」研修会の実施を目指して参ります。
今後とも、会員の皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 【事業内容】**
- ・業務研修会の実施
 - ・新入会員研修会の実施
 - ・相談員研修会の実施

広報部担当 副支部長
小川 浩樹
(西宮市)



第64回阪神支部定期総会で副支部長に選任いただきました、西宮市の小川浩樹と申します。
行政書士登録は平成21年、会務は支部6年、本会4年を合わせ6期11年目となります。
ここ数年の会務では、コロナ禍による事業自粛等が続いてまいりましたが、5月8日に漸く5類に移行され、徐々にではありますが以前の日常を取り戻しつつあります。
今回、初めての広報担当ということで、支部ニュース Kizhashi の発行、支部ホームページ、Facebook ページ、またメールマガジンの管理運営等について、タイムリーかつ正確な情報発信を心がけていきたいと思います。
また、阪神支部史上初の女性支部長である辻村さおり支部長を支える新執行体制ということで、役員顔ぶれには女性会員が従来に比して多く、また比較的若い方が多いという印象もありますが、しなやかかつ地に足をつけたしっかりとした運営ができるよう、微力ながら尽力したいと思います。
任期中は、何かと支部会員の皆様にご協力をお願いすることもあろうかと思っております。どうぞ、新執行部を温かく見守っていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 【事業内容】**
- ・支部広報誌の発行
 - ・支部HP、Facebook、メルマガ運営
 - ・本会広報との連携
 - ・支部広報のありかた検討



社会的責任 (SR) の取り組み

阪神支部の SR の取り組み

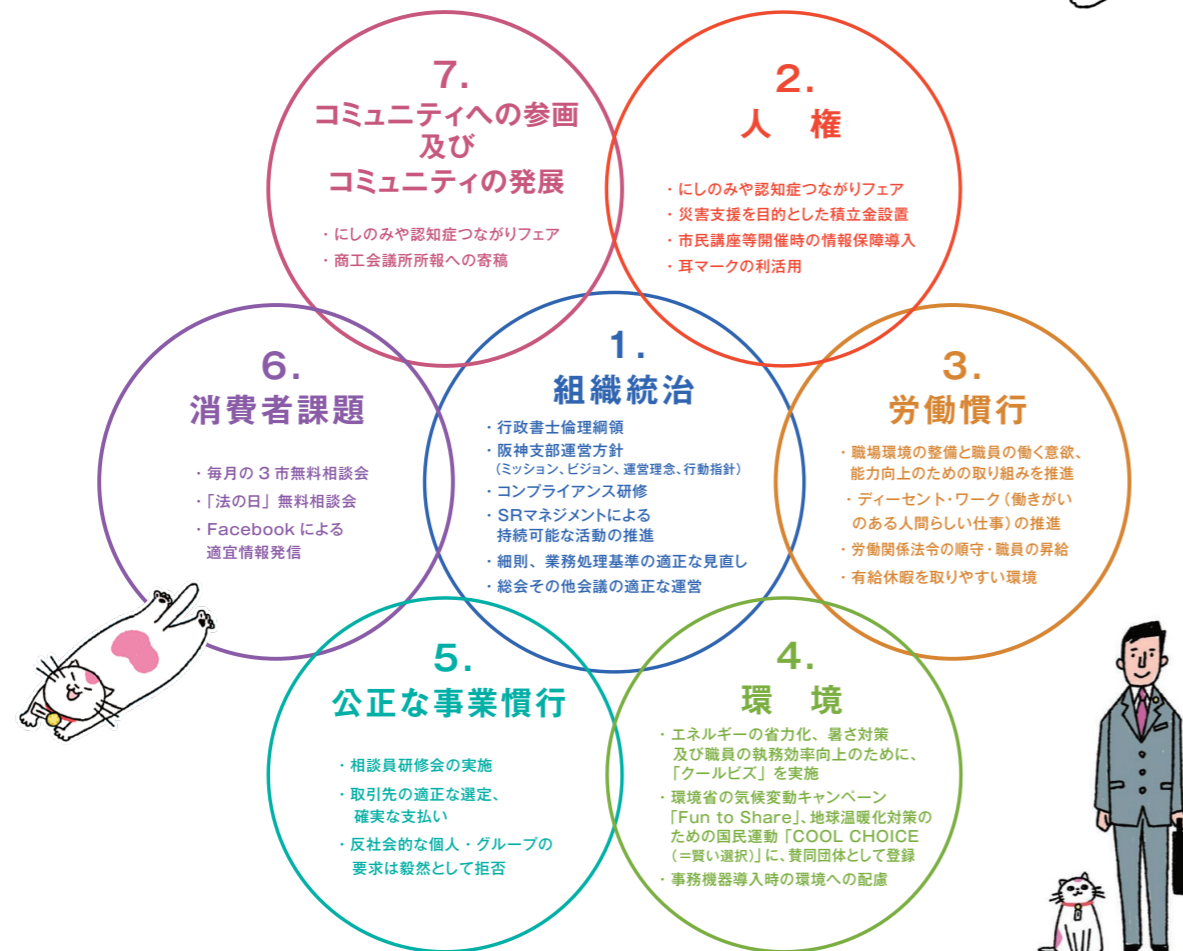
阪神支部は、地域社会から求められる存在であり続けるために、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを通じて、社会的責任を果たします。



社会的責任 (SR) を果たすための7つの原則

- | | | | | | | |
|---------|--------|-----------|-------------------|------------|--------------|----------|
| 1. 説明責任 | 2. 透明性 | 3. 倫理的な行動 | 4. ステークホルダーの利害の尊重 | 5. 法の支配の尊重 | 6. 国際行動規範の尊重 | 7. 人権の尊重 |
|---------|--------|-----------|-------------------|------------|--------------|----------|

7つの中核主題と阪神支部の事業



兵庫県行政書士会の SDGs!

(重要取組分野)

兵庫県行政書士会は、国連の提唱するSDGs (持続可能な開発目標) に次のとおり貢献します。



【I】 SDGs 10 人や国の不平等をなくそう

兵庫県行政書士会は、あらゆる人の書類 (パソコンやwebなどによる電磁的記録を含む。) 作成及びその提出等を行う権利を擁護する活動を通じて、SDGs10.2をターゲットとして貢献します。



【II】 SDGs 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

兵庫県行政書士会は、KEMS (神戸環境マネジメントシステム) を中心とした取り組みを通じて、SDGs7.3をターゲットとして貢献します。



【III】 SDGs 13 気候変動に具体的な対策を

兵庫県行政書士会は、大規模災害時における被災者支援協力に関する協定及び事業継続計画 (BCP) の取り組みを通じて、SDGs13.1及びSDGs13.3をターゲットとして貢献します。



【IV】 SDGs 4 質の高い教育をみんなに

兵庫県行政書士会は、研修、セミナー及び法教育等の事業を通じて、SDGs4.7をターゲットとして貢献します。



【V】 SDGs 3 すべての人に健康と福祉を

兵庫県行政書士会は、保健衛生及び公衆衛生に関する活動を通じて、SDGs3.dをターゲットとして貢献します。

※社会情勢に応じて、その他のゴール及びターゲットにチャレンジします。



令和4年度 行政書士制度広報月間 無料相談会



10 行政書士による無料相談会
11 行政書士による無料相談会

兵庫県行政書士会 阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。

社会的責任/SR

- 1. 説明責任
- 4. ステークホルダーの利害の尊重
- 6. 消費者課題

※本記事は、ISO26000に基づく中核主題である左記に対する取り組みの一環です。

令和4年10月8日(土)の10:00～16:00に、西宮市のアクタ西宮東館2階の中央ひろばにて、無料相談会を開催しました。この相談会は10月1日が「法の日」ということから、毎年開催しています。昨年度につづいて今年度も対面型の相談会を運営するため、相談ブースにアクリル板を設置し、相談員や係員はもちろんのこと、相談に来られた方々にもマスク着用といったご協力をい

ただき、感染症拡大予防を施しました。今年度はターミナル駅付近の商業施設での開催ともあつて、午前中だけで19件、午後からの件数とあわせて42件のご相談があり、相続・遺言・贈与・法人設立などと幅広いご相談内容でした。なお、お話の中で相続・贈与税や不動産登記に関する点は税理士や司法書士兼業の会員に対応いただきました。

行政書士会 阪神支部
遺言や相続、申請書類など「書類」に関する相談ならお任せください、行政書士に!

令和4年度「行政書士制度広報月間」無料相談会
10月8日(土) 午前10:00～午後4:00
アクタ西宮 東館 2階 中央広場

TEL06-6426-5123
www.gyosei.or.jp/search/

行政書士の業務案内

市民の皆さまへ

- 遺言書を作りたい
- おひとり様で世帯が心配
- 相続について知りたい
- クーリングオフをしたい

会社経営者・個人事業主の皆さまへ

- 会社を立ち上げたい
- 補助制度を活用したい
- 許可申請をお願いしたい
- 契約書を作りたい

当日、相談会場においてマイナンバーカードの交付申請が可能です。

行政書士による マイナンバーカード web申請サポート無料相談会



10 行政書士による無料相談会
11 行政書士による無料相談会

兵庫県行政書士会 阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。

社会的責任/SR

- 1. 説明責任
- 4. ステークホルダーの利害の尊重
- 6. 消費者課題

※本記事は、ISO26000に基づく中核主題である左記に対する取り組みの一環です。

令和5年2月11日(土・祝)10:00～16:00、アクタ西宮東館2階中央ひろばにおいて、行政書士記念日事業「行政書士によるマイナンバーカードweb申請サポート無料相談会」が開催されました。総務省によるマイナポイント第2弾事業として、最大

2万円分のマイナポイントの申請期限が2月末日(当時)ということもあり、市民の皆様の高い関心も高い相談会となりました。当日は、合計24名の方の申請サポートのほか、お買い物中のみなさまからのご質問も多く、一定の成果を得ることができました。

行政書士によるマイナンバーカードweb申請サポート無料相談会

WEB申請サポート窓口のご案内

日時 2月11日(土) 10:00～16:00 (最終受付15:30)
会場 アクタ西宮 東館2階 中央ひろば

5分～15分 簡単＆スピード申請を無料サポート!

- 10分～15分で手続き終了!
- 無料で写真撮影!
- WEB申請の入力サポートをしますのぞき!
- 予約不要!

申請に必要なもの

当日、相談会場においてマイナンバーカードの交付申請が可能です。

行政書士によるマイナンバーカードweb申請サポート無料相談会

マイナンバーカードのメリット

未成年の方や運転免許を持っていない方も公的な身分証明書としてご利用いただけます。

- 本人確認書類になる!
- アルバイトに必要!
- コンビニで各種証明書発行OK!
- 健康保険証として利用OK!
- 民間のサービスでも使える!
- 「マイナポータル」で暮らしがもっと便利!

TEL06-6426-5123
www.gyosei.or.jp/search/

令和4年度 第1回・第2回 阪神支部 業務研修会



阪神支部 第1回 業務研修会



阪神支部 第2回 業務研修会



兵庫県行政書士会
阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。

社会的責任／SR
3. 倫理的な行動

4. ステークホルダーの利害の尊重

1. 組織統治

5. 公正な事業慣行

※本記事は、ISO26000に基づく中核主題である左記に対する取り組みの一環です

第1回 業務研修会

令和4年10月24日(月)の13時半より、西宮市のなでしこホールにて、「行政手続オンライン化時代に求められる行政書士になろう」と題し、行政書士として身につけておきたいオンライン上の仕事の進め方についての研修を行いました。司会の田中理事からの配布資料の確認とzoom受講上の注意につづいて、本田支部長のあいさつがありました。なお受講申込者数ですが、会場受講11人にzoom受講が27人と、関心の高さがうかがわれます。

第1部は「行政手続オンライン化の概要と本会の取り組み」として、本会業務部の山本部長より、兵庫県

のオンライン化施策に即した、本会業務部の現在進行形の取り組み状況の説明がありました。とりわけ行政書士は関係する官公署が多面にわたることから、本会や支部のみならず、個々の会員の取り組みも大きな役割を果たすとのことでした。

第2部は「業務のIT・DX化で意識したい3つのポイント」と題し、株式会社ハーテックの平野由佳さまを講師にむかえ、デジタル環境や用語などにつづいて、メールやオンラインミーティングでのマナーやコミュニケーションのコツ、ほかにもセキュリティ面での留意点を解説いただきました。(役職は執筆当時)

第2回 業務研修会

阪神支部では、依頼者から安心して業務を任せられるためにも、行政書士の品位を保持しつつ、どのように委任契約を受けて業務を進めていくべきか、令和5年2月27日(月)の13時半より西宮市のなでしこホールにて第2回業務研修を実施しました。なお本研修は会場参加とZOOMミーティングを併用しての開催です。

業務研修部の山本副支部長の司会進行により、本田支部長の開会のあいさつに続いて研修がはじまります。第1部は「依頼者に安心を与える業務の流れ」として、兵庫県行政書士会の相続・契約専門部会より大西勝一

副委員長を講師にお迎えし、相続業務について実務の一連の流れについて、受任時の要点や各種の委任状にもフォーカスをあてながら解説いただきました。

第2部は「委任に関する書類～帰化業務の事例～」として、阪神支部理事の前田研也会員に帰化申請業務の委任契約書を起点に、実践的な顧客対応や業務遂行について要点を絞り込んだ解説をいただき、その後は質疑応答とつづき、山本副支部長による閉会の挨拶がありました。(役職は執筆当時)

令和4年度 新入会員研修会



兵庫県行政書士会
阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。

社会的責任／SR
3. 倫理的な行動

4. ステークホルダーの利害の尊重

1. 組織統治

5. 公正な事業慣行

※本記事は、ISO26000に基づく中核主題である左記に対する取り組みの一環です



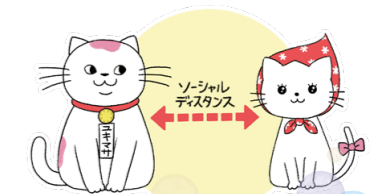
令和4年12月23日(金)13時半より宝塚市立男女共同参画センター・エルにて令和4年度新入会員研修会が行われました。

本田支部長の挨拶ののち、参加者全員による自己紹介を行いました。今年度も、多方面での経験豊かな皆様が入会され、今後のご活躍が楽しみです。

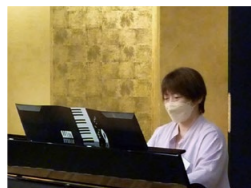
その後、船井副支部長より支部規則及び業務処理基準の概要説明がなされ、各副支部長よりそれぞれ担当する部の支部活動をご説明いたしました。質疑応答等でも、積極的な意見交換があり、皆様の疑問や不安の解

消の一助となったかと思えます。

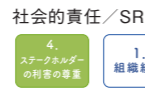
さらに、先輩事務所見学では、宝塚の北上相談役の事務所を訪問し、先輩の体験談をお聞きました。毎年、新入会員研修会では、同時期に入会された方の交流が図られ活気に満ちています。新入会員の皆様とともに、活気のある阪神支部にしていきたいです。(役職は執筆当時)



令和4年度 阪神支部 納涼会・忘年会



兵庫県行政書士会
阪神支部では、この
活動を通してSDGs
の達成に貢献します。



社会的責任／SR
※本記事は、ISO26000
に基づく中核主題であ
る左記に対する取り組
みの一環です



阪神支部 納涼会

令和4年8月10日(金)の18時よりJR芦屋駅前のホテル竹園芦屋の「飛鳥の間」にて、3年ぶりに阪神支部の納涼会を開催いたしました。

はじめに本田支部長あいさつの後、ご来賓の阪神南県民センター秋山徹志センター長と芦屋市の伊藤舞市長よりご祝辞をいただき、乾杯の音頭を兵庫県行政書士会大口晋会長におとりいただき、納涼会はスタート。久々のリアルな会員交流事業ということもあり70名以

上の参加もあつてか、歓談も弾みます。また今回は趣向として、山本・辻村両副支部長にピアノ演奏を披露いただきました。

支部恒例の新入会員紹介も、やはり3年ぶりということで、令和2・3・4年度それぞれにわかれて、みなさんに自己紹介をお願いしました。またお開きとなる前にこちらも恒例の抽選会をおこないました。当選された方、おめでとうございます!(役職は執筆当時)

阪神支部 忘年会

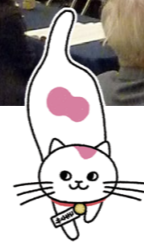
令和4年12月23日の18時から、阪神支部忘年会を令和2年に「花のみち」沿い移転された宝塚ホテルにて開催いたしました。記録によりますと、前回の忘年会は令和元年12月に移転前(阪急宝塚南口駅前)の宝塚ホテルで開催してから3年ぶりとなります。

本田支部長からの挨拶に続き、ご来賓の阪神北県民局の和泉局長、宝塚市の山崎市長、宝塚商工会議所の石丸会頭のご祝辞を賜り、スパークリングワインでの乾杯は、兵庫県行政書士会の大口会長のご発声のもとに、

高らかに杯をかがげました。
山本副支部長による、クリスマスソングを中心としたピアノ演奏が会場の華やかな空気を醸成します。酒肴と歓談に会員同士の久しぶりの交流も深まる中、支部恒例の新入会員の自己紹介です。その後は恒例の抽選大会で会場は大いに盛り上がり、サプライズで伊丹の北原会員の誕生日をお祝いしました。久しぶりの会員交流も宴たけなわというところで、船井副支部長による中締めでお開きとなりました。(役職は執筆当時)



第64回 阪神支部 定期総会



兵庫県行政書士会
阪神支部では、この
活動を通してSDGs
の達成に貢献します。



社会的責任／SR
※本記事は、ISO26000
に基づく中核主題であ
る左記に対する取り組
みの一環です

令和5年4月29日(土)の「昭和の日」に、ホテルヴィスコイ尼崎にて14時より、第64回となる令和5年度の阪神支部定期総会を開催しました。

本田支部長のあいさつにつづき、兵庫県行政書士会の大口晋会長から来賓のご祝辞をいただき、司会の満岡靖雄理事による総会の成立宣言、議長(薄木公平会員)副議長(森山亮子会員)の選任の後、議長より議事録記録人(植田耕輔会員・佐々木真子会員)や署名人(永井弘行会員・三森由季子会員)の指名が行われました。

【議案】

- 第1号議案「令和4年度会務報告及び事業実施報告」
- 第2号議案「令和4年度収支決算報告」
- 第3号議案「令和5年度事業計画」
- 第4号議案「令和5年度収支予算」
- 第5号議案「支部細則一部改正」
- 第6号議案「支部役員選任」
- 第7号議案「本会理事候補者推薦」

上記全ての議案につき執行部からの丁寧な説明と慎重な審議がなされ、いずれの議案も賛成多数にて可決承認されました。

議題を終えて正副議長が降壇すると、本会選挙管理委員の小西正憲会員から兵庫県行政書士会会長選挙の案内があり、船井副支部長による閉会の言葉をもって、第64回定期総会を終了しました。

総会終了後は齋藤由夏理事の司会進行により、辻村新支部長の開会あいさつ、ご来賓を代表して、阪神南県民センター長の木村晶子様からのご祝辞、本田前支部長による乾杯の発声で、平成31年(令和元)年度以来の懇親会がはじまりました。

会員同士の名刺交換など久々の風景が戻ってきますと、

こちらも支部恒例の新入会員紹介です。昨年度から今春入会の皆さんに自己紹介をしていただきました。歓談の名残も尽きぬところ、新任の谷口副支部長による中締めのあいさつでお開きとなりました。(役職は執筆当時)

兵庫県行政書士会 阪神支部 役員等

役職	担当	氏名	事務所所在地
支部長		辻村 さおり	西宮市
副支部長	総務部	谷口 朝子	西宮市
副支部長	企画部	松井 克仁	猪名川町
副支部長	業務研修部	具 本輝	伊丹市
副支部長	広報部	小川 浩樹	西宮市
理事	会計	青山 純子	伊丹市
理事	総務部	早川 雄一	西宮市
理事		東田 正昭	尼崎市
理事		桑畑 正和	尼崎市
理事	企画部	濱崎 恭子	宝塚市
理事		秋山 雅一	尼崎市
理事		河西 麻耶	西宮市
理事	業務研修部	小森 智文	尼崎市
理事		田中 一行	川西市
理事		齋藤 由夏	尼崎市
理事	広報部	森山 亮子	宝塚市
理事		中村 馨乃信	芦屋市
理事		松山 順子	西宮市
理事		山口 和秋	尼崎市
監事		石川 功	宝塚市
監事		船井 康文	宝塚市
綱紀委員		北原 速男	伊丹市
綱紀委員		満岡 靖雄	川西市
支部相談役		北上 雅弘	宝塚市
支部相談役		大口 晋	西宮市
支部相談役		本田 圭	西宮市

行政書士の業務案内 市民の皆さまへ



行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなして
皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。

官公署に提出する書類だけでなく、
法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、
相談にもお応えしております。

行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」
私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、
まごころと誠意を持ってお手伝いします。



遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。

遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分侵害額請求権など相続人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。

行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。
(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



かしく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりには、非常に大きなエネルギーが要るものです。しかも、**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守ってもらえるかという点も心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。
(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)



家業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。



日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、出入国在留管理局で「**永住許可申請**」をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)**について、専門知識で外国人の方の手伝いをいたします。



国際結婚をしたい

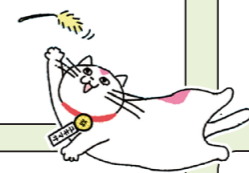
外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。

このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続についてお手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

農地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、**農地を売買する場合や農地を貸す場合**も許可が必要です。里道・水路(農道や農業用水路など)の使用(水路に橋をかける場合等)や工事承認(里道の舗装等)、用途廃止や売払いを受ける時も許可が必要です。行政書士はこのような土地等に関する各種申請手続を行います。



交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。



おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

住まなくなった家を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。

行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。



自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書(**車庫証明**)の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。



こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので治療代を払ってほしいんです。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんとめています。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR(裁判外紛争解決手続)は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- 1 自転車事故に関する紛争
- 2 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- 3 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- 4 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫(法務大臣認証番号:第111号) TEL:078-371-8823

行政書士の業務案内 会社経営者・個人事業主 の皆さまへ



行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類(契約書や議事録等)や許認可に関する書類(許可申請書や変更届等)を作成する専門家です。

また、書類を官公署(市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等)に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理(登記申請手続を除く)を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。



契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。

その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。



福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います(税務申告業務は除く)。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。



運送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業や**タクシー事業(旅客運送業)**を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。

著作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である「**申請取次行政書士**」に依頼すれば、**申請人は出入国在留管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用手続をサポートいたします。



補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可が必要な場合**があります。許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

〔風俗営業に関する許認可〕

- 社交飲食店営業許可
- マージャン営業許可
- パチンコ・ゲームセンター営業許可
- 特定遊興飲食店営業許可
- 深夜における酒類提供飲食店営業の届出 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可
- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超えていると言われています。官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。



知的資産経営について相談したい

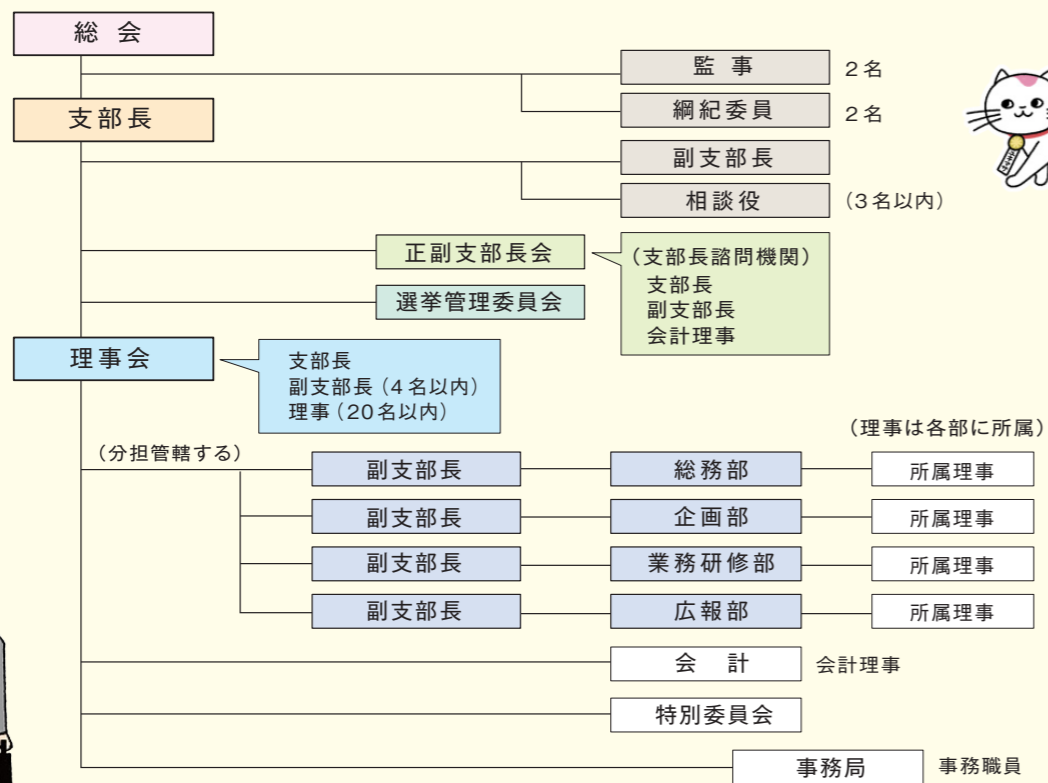
「**知的資産経営**」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**(知的資産)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見る化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。知的資産経営の成果をまとめた「**知的資産経営報告書**」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



兵庫県行政書士会 阪神支部 概要

区 域	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
所在地	〒661-0025 尼崎市立花町 3丁目 29-12-101号 TEL06-6426-5123 FAX06-6426-5125 受付 10:00~16:00 (土、日、祝、年末年始休み、盆休みを除く)
会員数	463名 (令和5年7月1日現在)
設置根拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上部団体	兵庫県行政書士会 (本会) 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1丁目 1番 3号 神戸クリスタルタワー 13階 TEL078-371-6361 FAX078-371-4715
他支部	神戸支部 摂丹支部 明石支部 加古川支部 東播支部 姫路支部 西播支部 但馬支部 淡路支部
沿革	昭和26年2月22日 行政書士法公布 昭和35年9月25日 兵庫県行政書士会 法定組織として結成 昭和35年12月1日 阪神支部設立 平成19年8月 支部事務所移転 (尼崎市立花町) 平成22年2月22日 支部設立50周年記念式典開催 令和2年12月1日 支部設立60周年 現在に至る

組織図



阪神支部って
 だいたい
 こんにゃとこ
 だニャ!



阪神支部では、
 さまざまな情報を発信しています。
 ぜひお気に入り登録やフォローをお願いします。



ホームページ



相談会を初めとした各種行事のお知らせ、支部事務所の開局状況のお知らせ等を適宜掲載しています。ぜひお気に入り登録をお願いします。

<https://hanshin.hyogokai.or.jp/>

上記 URL を直接入力

または
 兵庫県行政書士会阪神支部で検索
 スマートフォンの方はこちら ▶



Facebook ページ



兵庫県・阪神地区市町の情報、法令に関する情報、主催行事の報告、支部事務所の情報等を幅広くタイムリーに掲載しています。ぜひフォローをお願いします。

<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin>

上記 URL を直接入力

または Facebook にて
 兵庫県行政書士会阪神支部で検索
 スマートフォンの方はこちら ▶



Kizahashi

これ1冊で阪神支部がわかるガイドブックとして、年1回発行しています。支部の概要、取組方針、活動実績等を掲載しています。これまでのバックナンバーもホームページから見るすることができます。ぜひご覧ください。

121号 (令和4年7月発行)

120号 (令和3年8月発行)

119号 (令和3年3月発行)

